

東京サイコドラマ協会定款

名称

第1条 本会は東京サイコドラマ協会と称する。

第2条 本会の事務局は理事会が決定した場所に置く。

目的および事業

第3条 本会の目的は次の通りである。

1. J.L.モレノにより創始された集団精神療法としてのサイコドラマの普及、研鑽および教育
2. サイコドラマ実践の拡大と啓発
3. サイコドラマの技術の向上
4. サイコドラマに関する専門家の育成および訓練
5. サイコドラマディレクターおよびサイコドラマトレーナーの資格認定
6. 広義のアクションメソッドに関する情報の交換
7. 日本国内および海外の関連諸団体との連携・協力

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 会員の資質と技能の向上をはかるための会員の資質と技能の向上をはかるための研修会の開催
3. サイコドラマの専門家の育成のための研修会の開催
4. 会員相互の連携、協力および情報交換のための諸活動
5. 資格認定に関する事業
6. その他

会員

第5条 本会の会員はサイコドラマ・ディレクター、サイコドラマ・トレーナーである。

第6条 協会認定のサイコドラマ・ディレクターおよびサイコドラマ・トレーナー資格認定試験に合格した者は会員となる資格をもつ。

ただし、国外のサイコドラマ協会において取得された資格を持つものは、理事会の審議により同等の資格を持つものと認定される。

第7条 会員の入会は理事会の承認を経て決定する。

サイコドラマディレクターおよびサイコドラマトレーナー資格認定試験に合格した者は、必要な登録書類を事務局へ提出するものとする。会員名簿に登録されることにより会員として認められる

第8条 1. 会員名簿に登録されたものは、東京サイコドラマ認定サイコドラマ・ディレクターおよび東京サイコドラマ認定サイコドラマ・トレーナーと称することができる。

2. 会員名簿はこれを公表する。
3. サイコドラマ・ディレクターはサイコドラマを行うことができる。またサイコドラマ・トレーナーはサイコドラマを行い、またサイコドラマのトレーニングおよびスーパービジョンを行うことができる。
4. 資格認定試験及び資格認定に関して別に資格認定に関する細則を設ける。

第9条 会員は本会の定める倫理綱領を遵守しなければならない。倫理規定に反する行為があった場合は、倫理委員会の審査の上、理事会に報告される。理事会の決定により除名処分になる場合がある。

第10条 会員は会費を納めなければならない。
会費は総会の議決により別に定める。

- 第11条**
1. 会員が3年を越えて会費を滞納した場合は、理事会の議決により会員としての資格を失う。
 2. 会員資格を失ったものは、本会認定のサイコドラマ・ディレクター、サイコドラマ・トレーナーと名乗ることは出来ない。
 3. 本会を退会しようとする者は、書面をもって理事会に申し出るものとする。

- 第12条**
1. 会員は各自主宰の教育研修機関または研究所を設置することができる。
 2. 会員が主宰する教育研修機関または研究所を設立する時は、必要な書類を理事会に提出し、承認を得る必要がある。
 3. 会員が主宰する教育研修機関または研究所の研修内容を明示し、これを公表する。

組織と運営

第13条 本会は次の役員をおく。

理事若干名および監事若干名を置く。

第14条 理事と監事は会員の中より総会で選任される

第15条 理事の互選により理事長をおく。

理事長は東京サイコドラマ協会会長として本会を代表する。

第16条 1. 理事により理事会を構成する。

2. 理事会は本定款に定められた事業につき、総会の権限に属する項目以外の事項を決議し、執行する。

第17条 役員任期は3年とする。ただし重任は妨げない。

第18条 1. 理事会は事業の推進に必要な時は、各種委員会を設置することができる。

2. 本会の資格認定および資格試験に関する事業を行うために、資格認定委員会を設ける。
資格認定委員会はサイコドラマ・トレーナーにより構成される。

3. 本会のサイコドラマの技術向上と専門家の育成および訓練のために必要な事業を推進するために教育研修委員会を設ける。

4. その他の委員会については別に細則を定める。

第19条 事務局は事務局担当理事がこれを統括する。

第20条 監事は次の職務を行う。

1. 財産の状況を監査すること
2. 理事の業務、執行の状況を監査すること
3. 財産の状況や業務の執行で、法令や定款、寄付行為などに違反したり、著しく不適当なことがあった場合は、総会に報告すること。

総会

第21条 1. 総会は会員を持って構成され、会の重要事項を審議する。

2. 次あげる項目については通常総会の議決を受けなければならない。

- ① 事業計画および収支予算についての事項
- ② 事業報告および収支決算についての事項
- ③ 財産目録についての事項
- ④ その他理事会において必要と認められた事

第22条

1. 総会は年 1 回開催され、理事長が招集する。
2. 理事長は、理事または監事からの請求を受けたとき、もしくは会員現在数の10分の1以上から請求を受けたときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、遅くとも 10 日以内にその会議の目的とする事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第23条

1. 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。総会は会員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
2. 会議の議決は別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条

1. 本定款は総会の承認なしに変更することが出来ない。
2. 定款の変更は、2 分の 1 以上の会員が出席する総会において 3 分の 2 の議決をへなければならない。

附則 本定款は 2009 年 7 月 11 日より施行する。

細則 1 会費等に関する細則

第1条 本会会員の年度会費は 5,000 円とする。

第2条 本会の会員名簿登録料は 10000 円とする。

第3条 本会会員が主宰する教育研修機関および研究所を設立するものは、登録料として 10000 円を払うものとする。

細則 2 専門委員会に関する細則

第1条 本会は、資格認定委員会、教育研修委員会、倫理委員会、広報委員会、渉外委員会、組織委員会を設ける。それぞれ理事が委員会を担当する。

細則 3 資格認定に関する細則

(委員会の構成)

第1条 資格認定委員会はトレーナーにより構成される。

(サイコドラマ・ディレクター資格および試験)

第2条 サイコドラマ・ディレクターは、東京サイコドラマ協会認定サイコドラマ・ディレクターとして、サイコドラマを実施することができる。

(キャンディデイト)

第3条 サイコドラマ・ディレクターの資格を得たいと希望して登録する人をキャンディデイト呼ぶ。キャンディデイトになるには次の要件を満たすことが求められる。

1. サイコドラマ体験 145 時間以上。
サイコドラマ体験のうち、トレーニング体験 60 時間以上。
2. 主役体験 4 回以上。(内 2 回は協会認定トレーナーによる古典的サイコドラマによるセッション)
3. 2 年以上の臨床経験。
臨床経験とは次にあげる機関での精神、保健、福祉に関する職務経験をいう。
 - ・児童相談所、更正相談所、婦人相談所等の福祉相談機関及び障害児(者)入所、通所施設等、高齢者入所、通所施設等
 - ・病院、精神保健福祉センター等の医療施設
 - ・少年鑑別所、少年院、刑務所等の矯正保護機関及び施設
 - ・家庭裁判所等の司法関係機関
 - ・教育相談機関
 - ・大学に設置された保健管理センター、心理教育相談所等
 - ・事業所等に設置された保健センター、心理教育相談機関等
 - ・その他これに準ずる機関及び施設
4. 協会認定サイコドラマ・トレーナー1名の推薦。

第4条 キャンディデイトは主たるトレーナーを決め登録する必要がある。

第5条 キャンディデイトは協会主催のあるいは協会公認の教育研修機関において複数のトレーナーの指導を受けることができる。

第6条 キャンディデイトは年間 5000 円の登録料を支払うものとする。

第7条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験を受けるには次の要件を必要とする。

- ① 200 時間以上のサイコドラマ体験
- ② 84 時間以上のスーパービジョン体験(グループスーパービジョンを含む)

③ 古典的サイコドラマによる主役体験 5 回以上

④ 主たるサイコドラマ・トレーナーおよびその他のサイコドラマ・トレーナー1 名による推薦状

第8条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験は 3 名のトレーナーにより行われ、合否の判定は 3 名の合議により決定される。結果は書面をもって通知される。

第9条 主たるトレーナーは試験当日の試験官にはなれないものとする。

第10条 サイコドラマ・ディレクターの資格認定試験の受験を希望する者は、必要な書類と試験費用を事務局に提出するものとする。

第11条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験に合格した者は、所定の書類を事務局に提出し理事会の承認を経て会員名簿に登録される。

(サイコドラマ・トレーナーの資格および試験)

第12条 サイコドラマ・トレーナーは協会認定サイコドラマ・トレーナーとして、サイコドラマの実施およびサイコドラマに関するトレーニング、スーパービジョンを行なうことができる。

第13条 サイコドラマ・ディレクターの資格を得て以後、150 時間を越えるサイコドラマによるグループ運営の経験を持つものは、トレーナー・キャンディデイトとして登録することができる。

トレーナー・キャンディデイトを希望する者は所定の書類を事務局に提出する。なお、トレーナー・キャンディデイトは所定の登録料を支払うものとする。

第14条 トレーナー・キャンディデイトは、主たるサイコドラマ・トレーナーに登録する必要がある。

第15条 登録を済ませたトレーナー・キャンディデイトは、主たるサイコドラマ・トレーナーの指導のもとでサイコドラマに関するトレーニングとスーパービジョンを行なうことができる。

第16条 トレーナー・キャンディデイトは、協会主催のワークショップおよび公認された教育研修機関において複数のトレーナーから指導を受けることができる。

第17条 サイコドラマ・トレーナーの資格認定試験を受ける者は次の要件を必要とする。

1. サイコドラマ・ディレクターの資格を持つこと。
2. ディレクターとしてグループの運営経験が 240 時間以上であること
3. トレーニングに関するトレーニングセッション体験が 80 時間以上あること
4. サイコドラマ・トレーナーによるスーパービジョン体験が 40 時間以上あること
5. 主たるサイコドラマ・トレーナーによる推薦状、およびその他のサイコドラマ・トレーナー1 名による推薦状
6. 公刊されたサイコドラマについての学術論文。

第18条 サイコドラマ・トレーナーの資格認定試験を希望する者は、必要な書類と試験費用を事務局に提出すること。

第19条 サイコドラマ・トレーナー資格認定試験は 3 名のサイコドラマ・トレーナーにより行なわれ、試験の合否の判定は 3 名の合議による。結果は書面によって通知される。

第20条 主たるサイコドラマ・トレーナーは試験当日の試験官にはなれないものとする。

第21条 サイコドラマ・トレーナー資格認定試験に合格した者は、所定の書類を事務局に提出し、理事会の承認を経て会員名簿に登録される。

附則

この細則は 2009 年 7 月 11 日より施行する。

本規則の変更は総会の議決による。